

3 - 3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	2,694,346	404,152	38,643,402	2,152	41,339,900	404,152
社	債	1,182,820	177,423	245,187	12,227,991	13,655,998	177,423
預貯金	銀 行 預 金	28,738,053	4,310,708	623,542	2,302,417	31,664,012	4,310,708
	銀行以外の金融機関の預金	31,519,626	4,727,944	1,991,909	19,695,098	53,206,633	4,727,944
	勤 務 先 預 金	3,667,606	550,141	3,080	-	3,670,686	550,141
合同運用信託の収益の分配		341,600	51,240	16,117	17,219	374,936	51,240
公社債投資信託の収益の分配等		72,580	10,887	-	-	72,580	10,887
小 計		68,216,631	10,232,495	41,523,237	34,244,877	143,984,745	10,232,495
定期積金の給付補てん金等		780,993	117,149	-	87,257	868,250	117,149
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		989,040	191,848	176,220	-	1,165,260	191,848
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		69,986,664	10,541,492	41,699,457	34,332,134	146,018,255	10,541,492

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	74,509,604	15,152,993	7,668,284	16,147,739	1,150,495	98,325,627	16,303,488
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配等	-	-	931,232	432,483	28,162	1,363,715	28,162
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	13,569,099	1,021,075	13,569,099	1,021,075
計	74,509,604	15,152,993	8,599,516	30,149,321	2,199,732	113,258,441	17,352,725

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	8,038,703	562,742

調査対象等： 平成22年2月から平成23年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	1,430,931,836	46,693,830	7,265,647,067	178,604,292	8,696,578,903	225,298,122
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	3,223,914	99,380	89,708,223	1,344,347	92,932,137	1,443,727
	計	1,434,155,750	46,793,210	7,355,355,290	179,948,639	8,789,511,040	226,741,849
退 職 所 得		140,942,292	2,245,984	87,010,256	3,140,431	227,952,548	5,386,415
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	1,741	-	1,741

調査対象等： 給与等の支払者から平成23年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成22年2月から平成23年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- 用語の説明：
- 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。
 - 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば 利子等の支払調書、配当及び剰余金の分配の支払調書、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、給与所得の源泉徴収票、非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
 - 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	8,721,441	889,587
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	34,480,053	4,570,960
	診療報酬	55,374,296	4,838,862
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	27,449,730	2,002,003
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,250,352	152,543
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	16,423,025	1,011,832
	契約金・賞金	1,444,570	50,570
	小 計	145,143,467	13,516,357
法第203条の2該当（公的年金等）		19,266,729	394,362
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		20,896,957	136,285
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		297,745	9,532
計		185,604,898	14,056,536
災害減税法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成23年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成22年2月から平成23年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	50,657	3,308
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	2,971,184	158,449
匿名組合契約に基づく利益の分配	313,555	62,711
給 与 ・ 賞 与 等	512,002	87,381
退 職 手 当 等	15,013	2,998
人 的 役 務 の 報 酬	1,335	267
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	417,540	41,787
著作権の使用料又はその譲渡による対価	70,798	12,197
貸 付 金 の 利 子	27,974	5,461
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	91,915	17,794
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	1,496,760	149,676
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	482,815	96,563
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	9,847	1,966
合 計	6,461,395	640,555

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。